

報告 2

町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の変更に係る専決処分
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和5年3月7日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和4年9月9日議会において議決された町道長与中央線舗装修繕工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 町道長与中央線舗装修繕工事
- 2 契約金額 「69,622,300円」を
「72,871,700円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市さくらの里3丁目1757番地1
五島技建工業株式会社 長崎支店
支店長 今村 祐也
- 4 変更の理由 現地精査の結果、路面損傷調査時より、舗装の損傷範囲が広がって
いたことから施工範囲を変更したことにより増額となった。

令和5年2月21日

長与町長 吉 田 慎

